

会 議 録

会議名 (審議会等名)		第3回相模原都市計画事業麻溝台・新磯野第一整備地区 土地区画整理審議会				
事務局 (担当課)		麻溝台・新磯野地区整備事務所 電話042-769-9254(直通)				
開催日時		平成27年5月18日(月) 13時30分～15時30分				
開催場所		相模原市役所 職員会館3階 会議室				
出席者	委員	7人(別紙のとおり)				
	その他	0人				
	事務局	5人(まちづくり事業部長、麻溝台・新磯野地区整備事務所長、 他3人)				
公開の可否		可	不可	一部不可	傍聴者数	3人
公開不可・一部 不可の場合は、 その理由						
会議次第		<p>1 議題</p> <p>(1) 申し出換地実施取扱基準(案)について(諮問)</p> <p>(2) 建築行為等に関する土地区画整理法第76条 申請への対応方針(案)について(諮問)</p> <p>2 その他</p>				

## 審 議 経 過

第3回会議が開催された。

主な内容は次のとおり。

( は委員の発言、 は職務代理の発言、 委員(学識経験者)の発言  
は事務局の発言 )

### 1 議題

#### (1) 申し出換地実施取扱基準(案)について

事務局より申し出換地実施取扱基準(案)について説明を行った。

○いつから施行するのか。

本日審議会から答申をいただいた後、施行日を定める。

平成26年12月から申し出書の提出をしている。基準の施行が後になるため、追認になるのではないかと。

今までの方針としてまちづくり研究会や審議会で承認いただいているものを総合的にとりまとめ、基準としている。

第8条において基準施行前の申し出については整合をとっている。

権利者への基準の周知はどのようにするのか。

今後の仮換地説明会(個別面談)で説明を行う。

第3条2項の付保留地の申し出について、自己利用への換地を申し出た者が要否を選択するのではなく、付保留地を希望する対象者だけにした方がわかりやすいのではないかと。

自己利用への申し出者全員に要否を確認した上で、記載漏れがないよう、全員に記載をいただいている。

申し出換地実施取扱基準(案)について、同意ということによろしいかと。

○異議なし

#### (2) 建築行為等に関する土地区画整理法第76条申請への対応方針(案)について

事務局より建築行為等に関する土地区画整理法第76条申請への対応方針(案)について説明を行った。

建築物の新築、増築、改築及び改造について、規定しているが、移転は含まれないのか。また、改造は改築に含まれるのではないか。移転は考慮していない。

バリアフリー化などで、改造と入れているのではないか。こういった基準では一般的に使用されている。

黒土を売却し赤土をいれる場合区画形質の変更に当たるのか。区画形質の変更に当たる。建築だけでなく区画形質の変更も申請の必要がある。

今後の工事予定はいつ頃発表されるのか。補償はいつ頃か。

施行計画（案）で7年間のエリアは概ね想定している。今年度詳細に決定する。補償については基準を作成し、仮換地指定後契約を行う。

エリアは確定後審議会に説明し、各権利者に説明する。

建築行為等に関する土地区画整理法第76条申請への対応方針（案）について、同意ということによろしいか。

○異議なし

閉 会

全ての審議が終了し、閉会した。

以 上

土地区画整理審議会 委員名簿

	氏 名	所 属 等	備 考	出欠席
1	座間 英博	まちづくり研究会運営委員副会長	副会長（職務代理）	出席
2	先崎 武	まちづくり研究会運営委員		出席
3	田所 昇司	まちづくり研究会運営委員副会長	会長	欠席
4	野口 比壽	まちづくり研究会運営委員副会長	副会長	出席
5	横田 廣司	まちづくり研究会運営委員会長		出席
6	勝間田 実三	(株)栄光メディコ	副会長	出席
7	古橋 裕一	相陽建設(株) 代表取締役		欠席
8	村田 稔	出光興産(株)		出席
9	駒形 正三	街づくりサポート(株) 代表取締役		出席
10	原 光宏	(株)横浜銀行 相模原駅前支店長		欠席